

I. 総務委員会

1. 協会活動の円滑化及び財務の健全化を図ると共に、各委員会と連絡を密にするため委員長会議を開催する。

・円滑な協会活動を図り、各委員長と委員会決算・次期予算等の期財調整を行った。

2. 行政機関等からの通達・通知された事項の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・行政機関及び関係組織からの通知や通達について、電子メールを活用し、迅速かつ効率的な配信を行った。

3. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。

・令和6年1月19日に保土ヶ谷公会堂において研修会を開催し、198名が出席した。

4. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成26年3月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。

・神奈川県警察本部からの事件・事故に関する連絡・通報等を会員向けに電子メールで通知し、事件・事故の防止に努めた。

5. 平成30年8月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和2年2月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするるとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。

・神奈川県からの通達や資料等について、電子メールを活用し、各会員へ情報提供を行った。

6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・政府からの通知や通達について、電子メールを活用し、迅速かつ効率的な配信を行った。また、日産自動車(株)からメールマガジンを受信し、情報収集を行った。

7. 暴力団・覚せい剤対策として、暴力団からの不当要求については警察との連携を強化し、覚せい剤(危険ドラッグを含む)については、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。

・春、秋の交通安全運動などを通じて、覚せい剤や危険ドラッグ等薬物使用の防止に関する注意喚起などにより啓蒙を行った。

8. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。

・令和5年度は功労者4名(大臣表彰1・局長表彰1・支局長表彰2)、従事者12名(局長表彰3・支局長表彰9)、運転者28名(大臣表彰3・局長表彰4・支局長表彰10・協会長表彰5・善行表彰6)が表彰を受賞した。

9. 定時総会・賀詞交歓会について、円滑に進行するための準備・運営を行うと共に、会員への積極的な参加を呼びかけ、参加率向上を図る。

・定時総会・賀詞交歓会への参加依頼を各支部担当委員より積極的に働きかけ、定時総会については、112社、賀詞交歓会については129社(両会とも175社中)の会員が参加した。

II. 経営委員会

(基本方針)

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底的に講じていくとともに、昨年末に運賃変更申請が提出された運賃改定が早期に実施できるよう行政手続きに対し、積極的に協力していく。

また、平成26年1月27日施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法の趣旨を踏まえた適正化・活性化に向けた積極的な対応を図る。さらに、ウイズコロナ、ポストコロナに向けた新たな運賃メニューの導入検討や、今後の自動運転や、AIの先進運転技術等を踏まえた技術革新を見据えて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. タクシーが公共交通機関として、利用者・地域ニーズに対応するため、以下のとおりタクシーの特性を活かした各種輸送サービスの提供について実態把握に努めるとともに、導入可能なものからサービス提供を検討・推進し、需要の拡大を図る。
 - (1) 白タクライドシェア対策である「タクシー業界において今後新たに取組む20項目」等を中心に各地域において可能な取組みから積極的に推進していく。具体的には令和2年11月30日付け一部改正の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定された「一括定額運賃(定額タクシー運賃)」及び令和3年10月29日付けで公示された「相乗りタクシー」、また、今後制度化される「事前確定型変動運賃」の導入及びそれらに関連するソフトメーターについても引き続き検討していく。加えて、20項目の一つでもある乗合タクシー等の導入については、行政機関・関係団体との地域公共交通会議等及び利用者との意見交換等の場を活用し、地域における個別輸送としてのタクシーの社会的責務を踏まえ、タクシーに対する要望及び地域の実態を把握した上で導入に向けた検討を積極的に行う。
 - (2) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び高齢運転者の免許返納について需要拡大を検討する。さらに、タクシーの地域公共交通としての機能については、関係自治体、社会福祉協議会及びNPO等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。
 - (3) タクシー事業における既存のデジタル機器等の活用については、更なる「輸送の安全の確保」、「利用者利便の向上」を図るとともに、全会員事業者の事業運営の向上に資することを目的にICT化を加速・推進していく。また、タクシー配車アプリを活用した地域交通との連携を図るため、タクシー配車アプリに付帯する更なるサービスについても併せて検討していく。
 - (4) ウイズコロナ・ポストコロナにおけるタクシー業界に対する政府の支援施策などについて、実態の把握や情報収集に努めるとともに、会員事業者あてに情報を発信していく。

- ・関係自治体の交通政策部局、福祉部局及び社会福祉協議会、ケアプラザ等との会議、打合せ等を通じて、様々な運賃メニュー、乗合タクシーの導入について、制度の内容を説明するなど、積極的な周知活動を実施した。なお、ソフトメーターの進捗については、経営委員長がJIS企画作成委員会に参加し、事業者の立場で意見を発した。今年度については、該当委員会にて経産省宛に成果報告書を提出するに至ったが、来年度以降については現在のところ未定の状況である。
- ・スマホアプリ小委員会を12回開催し、タクシー配車アプリを活用した今後の施策等について検討を行った。
- ・国等が行う、ユニバーサルデザインタクシーの導入補助、人材確保・育成に係る補助、LPガス激変緩和事業などの支援措置等の情報について、会員事業者へ周知を図った。

2. 適正な需要の維持と経営の健全化を目的に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。

(1) 今回の運賃改定は、令和4年7月29日付け自動車局旅客課長の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたタクシーの運賃改定の取扱いについて」において示されたとおり、コロナ禍の影響を踏まえたものとなっており、前回の改定率(京浜地区：8.88%、相模・鎌倉地区：8.69%)を上回ることを期待しつつ、原価計算対象事業者に提出が求められる各種輸送実績データについて、積極的に関与・協力し、早期の運賃改定を目指す。

また、小田原地区については、令和4年2月1日より、加算距離を2回落とす方式で初乗距離を短縮するとともに、上限運賃へ移行したことら、本年度中の運賃変更要請申請が可能となるため、併せて早期の運賃改定を目指す。

加えて、アプリ配車手数料については、東京都特別・武三地区のケースを踏まえ、今後の神奈川県内における収受方法について、神奈川県内のアプリ配車の車内決済が約半数を占めていることを前提に議論を推進し、適切な検討を行っていく。

(2) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運動事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その適用にあたっては引き続き適正化・活性化に向けた自主的な取組みを会員事業者が真摯に行うとともに、その効果と課題の把握に努める。

(3) 白タクライドシェアの合法化阻止にあたり、その導入の検討状況等を引き続き注視するとともに、その対応にあたっては全タク連と連携していく。

(4) MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) については、全国様々な地域において実証実験が行われている現状を踏まえ、タクシー業界としても乗り遅れることがないよう情報収集するとともに、積極的な調査・研究・参画に努める。

(5) 自動運転については、ライドシェア問題、タクシー事業の ICT 化とも密接に関連する問題であることから、その動向について情報収集を図り注視していく。

(6) 次世代タクシーの導入を促進するため、自治体等に対し導入に係る助成措置の要請を引き続き行う。

・県内の運賃改定実施状況については、令和5年11月20日より京浜地区(改定率10.32%)及び相模・鎌倉地区(改定率10.09%)で、令和6年3月11日より小田原地区(改定率12.39%)で実施された。また、運賃改定により乗務員の労働条件が賃金面や労働時間等で改善されたことから、経営者と労働者の分配率を適正化するための文書を労務委員会と連名で発出した。

・アプリ配車手数料については、スマホアプリ小委員会などの場において、度重なる議論を経て、会員事業者が適切な設定を行った。

・ユニバーサルドライバーの導入に対し、神奈川県への支援要望を実施した。

3. 「カーボンニュートラルへの取組みの推進」については、公共交通機関としての社会的責務であることから、積極的な取組みを神奈川県等関係自治体の施策と連携し推進していく。具体的には、国・県が掲げるCO2排出量削減目標を踏まえ、当協会における削減目標を定めるなど計画的な取組みを推進する。

加えて MOT が採択を受けた経産省グリーンイノベーション基金を活用した EV タクシープロジェクトについては、県内全域で複数の会員事業者が参加していることから、協会としては「カーボンニュートラルへの取組み」の一事業と位置付けており、今後の参加事業者の募集に対し協会としても協力するとともに、事業の進捗状況、効果測定について、情報収集を図り、将来到来する EV タクシー、自動運転社会への可能性を探っていく。

また、燃料(LPG等)価格の動向及びオートガススタンド廃止動向を踏まえ、EV タクシーをはじめとする次世代タクシー車両及び再生可能エネルギーを活用するためのインフラ整備などについて将来に向けた検討を進める。

・次世代タクシー車両のインフラ整備等については具体的な検討にまでは至らなかったが、GI 基金によるEV タクシープロジェクトにより、EV タクシーが増加し、CO2 排出量が大幅に削減された。

4. 労働力不足について、最近では供給力不足を指摘する声も大きく、利用者利便を阻害している状況も見受けられ、業界の喫緊の課題となっている。このため、直近では現有労働力を効率的に運用するための勤務シフトの検討をはじめるとともに、関係する各委員会と連携・協力しつつ、早急に供給力が充足できるよう労働力の確保に努める。

・労働力確保対策については、昨年8月以降のライドシェア導入議論が加速する中、9月に「供給輸送力確保対策特別委員会」を立ち上げ、12月には乗り場調査を実施するとともに、その分析結果を踏まえ、会員事業者に対し、勤務シフトの見直しや休憩時間の分散化等の対策を依頼した。また、全神奈川ハイタク労働組合連絡会議幹部にも理解頂くために意見交換を実施した。

5. 利用者利便向上のため、20項目の一つでもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し、更なる導入拡大を図る。また、今年度から(一財)神奈川タクシーセンターにおいて、実施予定の「ユニバーサルドライバー研修」の新規講習化について、積極的に協力するとともに、乗務員全般の質的向上を図るため、当協会におけるユニバーサルドライバー研修のあり方についても検討する。

・県内のユニバーサルデザインタクシーの導入状況については、国等の補助金支援もあり、令和3年度末の12.8%に対し、令和4年度末では15.8%まで拡大した。

6. 2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会など世界的なイベント開催に向けて、乗務員の質的向上を図るため、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえた「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」の充実を図る。

・かながわ観光タクシー認定ドライバー制度については、本年度は期限更新及び新規の「かながわ観光タクシー認定ドライバー研修」の実施により更なる拡充を図った。
・フェリス女学院との連携にて、観光タクシーコースの策定、同PR動画の作成を行い、観光タクシーの更なる推進に向けての事業を実施した。

III. 広報委員会

1. タクシーサービスや交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。

・令和5年度においては、県内全地区で運賃改定が実施されたことから、利用者向けプレスリリース等の広報活動を実施した。

2. 求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の活用や運転者職場環境良好度認証制度(略称:働きやすい職場環境認証制度)を活用して、タクシー業界のイメージアップ等を図り人材確保のための広報活動を展開する。

・労働力の確保については、2023年4月から2024年1月までの間に「タクシーワークかながわ」を通じて獲得した応募数は、ドライバー61名、運行管理者17名、その他事務員などが32名となっている。
・本年度の働きやすい職場認証制度については、二つ星の新規、一つ星の新規及び継続、三つ星の新規があり、それら申請について、会員事業者あてに積極的な参画を呼び掛けた。

3. 本年4月にリニューアルした協会ホームページの運用について、会員事業者をはじめ、閲覧者に対して最新情報が提供できるよう、随時のアップデートに努めるとともに、SNSを活用して協会の取り組み等を広く情報発信していく。

・バリアフリー教室や、ユニバーサルドライバー研修をはじめ、協会の様々な取り組みについて、SNSを随時アップデートするとともに、YouTube動画による「ホンネ対談シリーズ」を4本制作し、労働力確保に資する取り組みを展開した。

4. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともにユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。

・神奈川運輸支局主催の小学生を対象とした「交通バリアフリー教室」が令和5年度は11回開催され、全11回すべてにおいて、地域の会員事業者にも車両提供等の協力を頂き、ユニバーサルデザインタクシー等を活用した「心のバリアフリー」についての学習に積極的に協力するとともに、ユニバーサルデザインタクシー車両等の認知度向上に努めた。

5. 今年度における「タクシーの日」行事については、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえ、事業規模や企画内容が行事の目的に資するものであるかを適切に検討した上で開催する。

・本年度は、新型コロナウイルス感染症が5月8日より5類も引き下げられた事もあり、今までのイベントとは趣向を変えて、相模原市内のショッピングモールにおいて、雇用相談会、こども運転免許証、タクシー車両乗車撮影、SNSを活用した「タクシーのある風景」写真コンテスト、タクシーメーター器の設置などのイベントを実施し、タクシーがより身近な乗り物となるような取り組みを実施した。

6. 「社会貢献事業」について、今年度より「社会貢献事業負担金」を徴収し、団体等への寄付を通じて、社会貢献に資するための広報活動を展開する。

・本年度については、例年どおり「神奈川県立こども医療センター」に寄付するとともに、鎌倉支部に依頼し、鎌倉市、逗子市、葉山町の各社会福祉協議会に寄付を実施し、社会貢献活動を展開した。

IV. 労務委員会

1. 基本方針

令和5年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを本年5月8日に季節性インフルエンザ相当の5類に引き下げ、マスク着用の可否など、新型コロナ対策について大きく転換を進めている。しかしながら、現状において新型コロナウイルスは収束には至っておらず、今後もウイルスが変異するなど、再び大規模な流行となることは否めないことから、状況に応じた感染拡大防止対策が必要と考える。なお、今後の感染防止対策への政府の緩和策等を踏まえ柔軟に対応していくこととする。

令和2年5月15日付け、全タク連発第50号「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第1版の策定について(令和2年6月4日付け、同ガイドライン第2版、令和3年11月1日付け、同ガイドライン第3版)」が示されており、引き続き、基本的対処方針の趣旨を踏まえ、同ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスのまん延防止、感染リスクの低減、事業に携わる関係者の健康と安全を十分確保できるよう講じていくこととする。

・新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に季節性インフルエンザ相当の5類に引き下げられた以降、収束の兆しが見受けられ、経済活動も徐々に回復傾向をたどりつつ、事業者は状況に応じて柔軟に事業活動が実施できるようになったものの、完全には収束に至ってはいないことから、引き続き全タク連策定のガイドラインに基づき、事業に携わる関係者の健康と安全を確保できる体制維持についての周知に努めた。

3. 労働関係法令等の履行確保

会員事業者とそこに働く労働者が相互関係になるよう労働環境の整備を一層促進していく。

- (1) 働き方改革関連法に基づき、労働基準法の履行確保、改正労働基準法に基づく過労死防止のための令和6年4月改正の時間外上限規制(令和元年4月に改正されているが、自動車運転の業務は5年間の適用猶予)、年次有給休暇の時季指定、令和5年4月から月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率猶予の廃止、産業医・産業保健機能の強化などについて、会員事業者に対し迅速に情報提供を行うとともに、法令への理解を深めその順守を図る。

なお、パートタイム・有期雇用労働法は令和3年4月から中小企業についても適用となっており、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう法律等が施行され、不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等及び裁判外紛争解決手続きの整備などが規定されている。

また、70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)等については高年齢者雇用安定法の改正が令和3年4月から施行されている。さらに、職場におけるハラスメント防止対策については、令和4年4月から中小企業主も義務化されている。

- (2) 神奈川県最低賃金については、近年、地域の賃金情勢や事業における賃金の支払能力を考慮せずに大幅な引き上げが続き、また、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大による新規感染者の激増に加え、燃料価格の急激な高騰や物価の上昇など、危機的な状況下にも拘らず、31円という大幅な引上げが実施されたものである。当協会としては、合理性に欠ける引上げに対しては、異議申し出をもって明確な反対の立場を表明するが、改正決定された場合はその周知、履行確保に努める。
- (3) 令和2年5月に年金制度改正法が成立し、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)加入条件の適用拡大が図られ、令和4年10月より短時間労働者に対する被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行501人以上から101人以上へ、令和6年10月より101人以上から51人以上へと段階的に引き下がる。また、被保険者の適用対象要件については、賃金要件が月額8.8万円以上、労働時間要件が週労働時間20時間以上、勤務期間がフルタイムの被保険者と同様2カ月以上に変更されていることから、引き続き適用拡大の周知に努める。

・労働行政機関側より労働関係法令の各種法改正等の通達、事務連絡による通知文を受理後、会員事業者あて送付し周知を図った。

また、令和5年10月、「神奈川県最低賃金額」が41円引き上げられ、1,112円となった。当協会では改正決定に先立ち、神奈川労働局長に対し、合理性のない引上げには反対する旨の答申書前の意見書、答申後の異議申し出を行ったが、前記のとおり決定がなされた。最低賃金は法的拘束力を持つものであるため、定例役員会において改正額を報告するとともに、会員事業者にも周知を図った。

4. 労務関係情報の収集及び調査結果状況の会員事業者等への周知

労務関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との合同勉強会を開催する。令和2年2月の運賃改定を踏まえた労働条件の改善状況の調査結果や、行政機関発行の労働関係法令の改正に係るパンフレット及びリーフレット等、関係資料を収集したものを会員事業者へ提供する。これら以外にも必要に応じて協会ホームページ専用コーナーを活用するなど、情報チャンネルの拡大に努める。加えて各労務委員は委員会で収集した情報等を各支部会員に対し、迅速かつ的確に伝達するよう努める。

・令和5年11月、神奈川労働局の労働基準部監督課及び健康課の担当官と労務委員会による合同勉強会を開催した。勉強会では、最近の労働基準関係法令等の監督指導結果、労働時間改善告示の改正、時間外労働の割増賃金率の改正、労働災害防止対策、労働条件明示のルールの変更、高年齢労働者の安全と健康確保と健康保持促進、車両整備等で扱う労働安全衛生法の新たな化学物質規制について講義を受けた。
また、令和2年2月の運賃改定を踏まえた労働条件の改善状況の調査研究については、会員事業者から資料提供を受け、その調査結果を会員事業者へ情報提供した。

5. 労働力確保の取組

国土交通省が取り組んでいる「働きやすい職場認証制度」は、厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や認証事業者と求職者のマッチング支援を実施しているところであるが、求職者に就職を促す目的として、実質的に求人業務を行う各ハローワークの職業相談部門に訪問し、この認証マーク制度のさらなる周知と協力を求めていく。

また、各ハローワークが実施している合同企業説明会・就職面接会及びハローワークインターネットサービスの活用等、ハローワークと連携し、その情報収集及び会員事業者への周知に努める。

・国土交通省が所掌する人材確保の促進事業（働きやすい職場認証制度）の認証事業者に対する更新及び上位認証☆2個取得促進に係る周知等を図った。
また、県内各ハローワーク職業相談部門担当者に対し当該認証制度の周知と求職者に対する説明等、協力依頼を行った。さらに、県内ハローワーク8か所において、人材（乗務員）確保を目的としたハローワーク職業相談部門担当者と連携し、担当会員事業者を講師として、乗務員未経験求職者に対し乗務員の仕事の魅力や仕事内容等のセミナーを実施した。
なお、人材確保セミナーを実施した各ハローワークの求職者参加人数については、横浜50名、港北41名、戸塚19名、藤沢11名、川崎5名、相模原17名、川崎北27名、平塚31名であった。

6. 研修会等の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

・令和6年2月、慶應義塾大学理工学部教授（医学博士）満倉靖恵氏、室伏政策研究室 室伏謙一氏を講師として、労務・経営研修会を実施した。

7. 健全な労使関係の維持、発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的に開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。

・協会側及び労組側委員並びに協会側オブザーバーが出席の下、神奈川地方ハイヤー・タクシー労務改善協議会を2回（7月・12月）開催し、乗務員の労働環境改善に向けた意見交換を行った。
なお、令和5年7月に開催した労務改善協議会においては、全県ハイタク労組に対し分配率の適正化について、経営者側の考え方を伝えるとともに、10月には労務委員会及び経営委員会の連名で会員事業者あて「運賃改定に伴う分配率の適正化について」の事務連絡を発出した。

8. 乗務員等の健康確保対策

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者に対し情報提供するとともに、運転者の健康管理及び事故防止を支援するために厚生労働省が所管する神奈川産業保健総合支援センターによる健康相談、保健指導等の活用を促す。

・令和5年10月27日付け、神奈川労働局長による「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」に基づき、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組推進にかかる広報文書及び11月の「過労死等啓発月間」、「過重労働解消キャンペーン」のリーフレットを会員事業者に配布及び協会ホームページにより周知を図った。

また、神奈川産業保健総合支援センターの活用については、他委員会研修会や支部開催による研修会において、講師・神奈川産業保健総合支援センターによる「タクシードライバーの健康管理等について」の講演も実施された。

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。

・令和5年12月21日に実施した関東運輸局神奈川運輸支局との街頭査察や夏と年末年始のタクシーサービス向上運動を活用し、乗り場等における迷惑行為等について各地区の交通指導員、神奈川タクシーセンターと連携し、街頭指導の強化を図った。

2. 昨年度末に車イス及び補助犬等に対する乗車問題が散見されたことから、こうした問題が発生した際には、改めて会員事業者に対し適切な対応を周知して行く。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」において、会員あてに車イス及び補助犬等適切な対応について周知した。

3. 交差点出合い頭事故防止及び超高齢化社会における事故防止の徹底に努めるとともに、路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定(平成26年12月、神奈川県警察と締結)に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図り、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行による事故防止の徹底を図る。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し路上寝込み者等の轢過事故未然防止及び出合い頭事故防止の徹底を図った。
・「ライトは基本上向き、スピード注意」と記載のステッカーの貼付依頼を行った。

4. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ、ICT(情報通信技術)を活用した高度な運行管理、指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。

・関東運輸局や神奈川県警本部提供の資料等を会報、メールの送付等により情報提供を行った。
・適性・適齢診断等を推進するとともに指導員研修会においては、ドライブレコーダーの映像を使用した講習を行うなど、実効性のある事故防止に努めた。
・協会会員専用ホームページに事故防止の資料や動画等を掲載した。

5. 重大事故に直結する過労運転及び睡眠不足による運転、健康に起因する事故の防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス(法令順守)の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し健康起因の事故防止、飲酒運転の根絶、薬物使用による運転の根絶及び高齢運転者に対する事故防止の徹底に努めた。

6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる資質向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。

・「事業用自動車事故防止コンクール」は全事業者が参加、116事業者が受賞した。
・「社内無事故コンクール」は、申請のあった102名の無事故乗務員が優良章を受賞した。
・神奈川県が行っている「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に参画した。
・令和5年11月30日に横浜関内ホールにおいて、関東運輸局神奈川運輸支局、及び神奈川県警察本部交通部交通捜査課、独立行政法人労働者健康安全機構、神奈川産業保健総合支援センターから講師をお招きして交通指導員研修会を開催、124名が参加した。
・関東運輸局主催の関東地域事業用自動車安全対策会議に参画し交通事故削減目標の策定等について積極的に協力した。

7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。

・全事業者参加、関連通達の通知、たて看板、ポスターの掲示等により、交通安全運動を推進し行政機関・関係団体と連携を図った。

8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応し、交通事故死者数の削減(2025年までに225人以下(全体目標))、人身事故件数の削減(2025年16,500件(全体目標))及び、飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶に向けて安全対策を推進する。

*「関東地域事業用自動車安全対策会議削減目標」交通事故死者数の削減(2025年までに55人以下(全体目標))、人身事故件数の削減(2025年6,340件(全体目標))

・「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応した削減目標等及び飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶について会員各位に周知するとともに「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用した安全対策を推進した。

9. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う従業員等の健康状態を把握して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策の徹底を推進する。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し周知した。

10. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。

・安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。